# 2 知事認定獣医師による愛玩豚等の豚熱ワクチン接種

〇大山 知美 宇杉 央

## 要約

愛玩豚飼養者の急増に伴い、豚熱ワクチン接種(以下、「ワクチン接種」という。)対応件数が急増し、当所業務がひっ迫する状況となった。これを受けて、愛玩豚の都内飼育動物診療施設(以下、「診療施設」という。)でのワクチン接種を進めるため、2021年度より知事認定獣医師制度(以下、「制度」という。)の導入に向けた検討を行ってきた。その結果、2022年度より制度を開始した。制度運用のため、2021年度に実施した愛玩豚飼養者向けのアンケートで、かかりつけとして複数回答があった診療施設等に対し制度の説明を行った。その結果、2023年1月までに6つの診療施設の獣医師に対して知事認定獣医師(以下、「認定獣医師」という。)の認定を行った。これを受けて、認定獣医師に関するHPを開設し、①認定獣医師の在籍する診療施設(以下、「認定施設」という。)名、②当所と認定施設での接種方法の違い(接種料金、副反応に対する対応等)、③認定を希望する獣医師の相談先を公開した。また、HP開設に伴い、愛玩豚飼養者に対して近隣に認定施設がある場合やかかりつけが認定施設の場合は認定施設でワクチン接種を受けるようショートメールで周知した。一方、養豚場においては、トウキョウ X を生産している A 種豚場の獣医師も 2022年9月に認定獣医師に認定された。これにより、分娩時期に対応した接種適期のワクチン接種が可能となった。今後の課題として、認定施設が偏在しているため、制度を普及させて認定施設を更に増やしていく必要がある。また、認定獣医師と連携をとり、飼養者への飼養衛生指導を行うとともに適切な防疫体制を構築していく。

東京都では2019年12月よりワクチン接種を開始したが、開始当初は愛玩豚を接種対象としなかった。愛玩豚は屋内で飼われることが多くイノシシと接触する機会も少ないため優先順位は低いと判断したためである。しかしながら、小柄なマイクロピッグが人気となり、愛玩豚飼養者が急増した。また、家畜疾病や家畜衛生の知識を持たない飼養者も多いと予想され、飼料や不特定多数の人との接触を介した感染リスクが存在するであろうと考えられた。これを受け、2020年10月に愛玩豚のワクチン接種を開始した。ワクチン接種開始以降も飼養者は増加の一途をたどり、また、区部を中心に増加していることで当所から飼養者自宅へ移動する時間も長時間を要し、当所の業

務がひつ迫した。

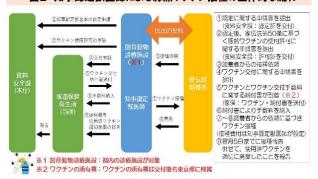
こうした状況を受け、制度の導入を検討するため、昨年度、愛玩豚飼養者にアンケートを実施したところ、回答者の半数が診療施設でのワクチン接種を希望していることが判明した。これを受け、制度導入のため、認定獣医師の認定に関する手続きを定めた「東京都知事認定獣医師認定要領」、豚熱ワクチンに関する手続きを定めた「東京都知事認定獣医師事務取扱要領」を策定し、制度を開始した(図1)。

# 図1 知事認定獣医師制度導入の経緯 2019年12月 豚熱ワクチン接種を開始(対象施設: 畜産農家、展示施設) ・当初、愛玩豚については、屋内で飼われることが多く、イノシシと接触の機会も少ないため、優先順位は低いと判断・小柄なマイクロピッグが人気となり、愛玩豚飼養者が急増家治疾病や家治衛生の知識を持たない飼養者も多いと予想され、食餌や不特定多数の人との接触を介した感染リスクが存在する。 2020年10月 愛玩豚の豚熱ワクチン接種を開始 ・ワクチン接種対応により、当所業務がひっ追・知事認定獣医師制度の考入を検討 ・・・検討のため、愛玩豚飼養者にアンケートを実施 2022年3月 東京都知事認定獣医師認定要領東京都知事認定獣医師事務取扱要領

# 知事認定獣医師による 豚熱ワクチン接種の概要

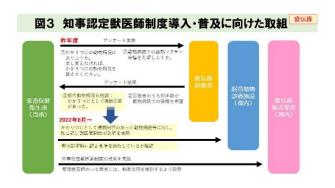
認定獣医師の認定に関する手続きは本庁の家 畜衛生部署である食料安全課、認定後のワクチン 接種に関する手続きは当所が実施する。また、認 定の対象は都内の診療施設が対象となる。事務手 続の流れとして、診療施設は認定獣医師の認定に あたり、認定申請書を食料安全課に提出する。ま た、豚熱ワクチンの使用にあたっては、家畜伝染 病予防法第 50 条に基づき許可が必要のため、許 可申請も併せて行う。認定後は、愛玩豚飼養者か らの接種依頼に基づき、豚熱ワクチンの交付申請 を当所あてに行う。当所は申請の内容に基づき、 ワクチンを交付する。また、交付にあたっては手 数料が発生するため、ワクチンとともに手数料に 関する納付書を送付する。ワクチンの交付を受け た認定獣医師は、交付手数料を納めたのち、交付 されたワクチンで接種する。接種自体は認定獣医 師と愛玩豚飼養者の民間同士の契約行為である ため、認定獣医師が設定した接種料金のもとで行 われる。接種後、認定獣医師は接種した実績や使 用済みワクチンの適切廃棄等について当所に報 告する (図2)。

### 図2 知事認定獣医師による豚熱ワクチン接種の全体的な流れ

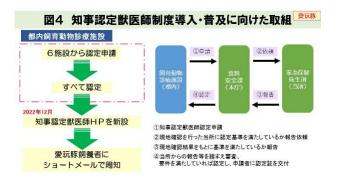


# 愛玩豚における取組

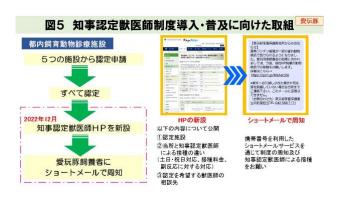
愛玩豚の認定獣医師によるワクチン接種を進 めるため、2021年度、愛玩豚飼養者に対しアンケ ートを実施した。アンケート内容は、①かかりつ けの動物病院はあるか、ある場合、その動物病院 はどこか、②動物病院でのワクチン接種を希望す るか、である。その結果、都内の診療施設6施設 について、かかりつけとして複数回答があった。 また、回答者のうち約半数が診療施設での接種を 希望した。これを受け、複数回答のあった診療施 設等に対し、制度の説明を実施した。また、ワク チン接種に必要な知識を習得していること等が 認定基準のため、制度の説明と併せて接種方法や 豚熱と疑われる豚が来院した場合の対応など必 要事項の説明を行った。更に、都内では専ら愛玩 豚を販売している業者が数件あるが、これらの業 者にも制度の説明を実施した。また、管理獣医師 のいる業者には制度活用を検討するよう説明し た (図3)。



その結果、説明を行った診療施設8施設のうち、6施設から認定申請があった。認定申請後、食料安全課から現地確認を行った当所に認定基準を満たしているか報告依頼があり、当所は現地確認結果をもとに基準を満たしているか報告を行った。報告後、食料安全課で審査を行った結果、6施設全て認定を受けることとなった(図4)。

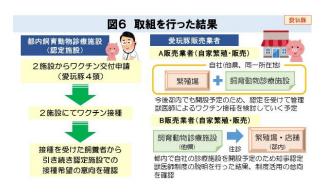


次に認定施設を周知するため、認定獣医師に関するHPを新設した。このHPでは、認定施設のほか、当所と認定獣医師による接種対応の違いや、認定を希望する獣医師の相談先を公開した。HP開設後、愛玩豚飼養者へ携帯番号を利用したショートメールを通じて周知し、近隣に認定施設がある場合やかかりつけの診療施設が認定を受けている場合は、認定施設でのワクチン接種を依頼した(図 5)。



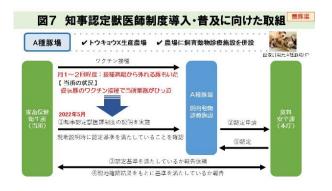
以上の取組を行った結果、現在までに認定を受けた2施設からワクチンの交付申請があり、交付後、当該施設で認定獣医師によるワクチン接種が行われた。接種後、ワクチン接種を受けた飼養者

から聞取りを行った結果、今後も引き続き認定施設でのワクチン接種を希望する意向を確認した。また、管理獣医師のいる愛玩豚販売業者に対し、認定獣医師による接種を検討するよう説明した結果、A販売業者(他県の自社繁殖場と同一所在地で診療施設を開設)は今後、都内でも診療施設を開設予定のため、認定獣医師による接種を検討していきたいとの意向を確認した。また、B販売業者の繁殖場と販売店舗の豚について月1回程度往診)は近日中に都内で自社の診療施設を開設する意向を示しているため、制度の説明を実施した。その結果、制度活用の意向を示し、診療施設の開設とともに認定申請を行う予定となった(図 6)。



# 畜産における取組

愛玩豚とは別に、養豚場でも制度活用に向けて取り組んだ。A種豚場は、トウキョウ X 生産農場で診療施設を併設している。当所では、この養豚場に月 1~2 回程度のワクチン接種を実施してきた。しかしながら、この接種回数だと一部の豚は接種適期から外れていた。そこで、認定獣医師による接種適期に応じたワクチン接種を実現するため、愛玩豚と同様、制度の説明を実施した。その結果、この A 種豚場からも認定の意向があり、施設に従事する獣医師が認定を受けた(図 7)。



当所による接種では、今までの実績を月換算すると、月1~1.3回のペースでの接種であった。そのため、接種適期から外れる豚もいた。認定を受けて以降、認定獣医師は、当所で実施している免疫付与状況調査を通じて推定された接種適期に応じて接種している。制度活用開始から3か月ほどだが、いずれの月も月3~4回のペースで接種されている。農林水産省は制度を活用して月3回程度の接種を目指す必要があると提言しているが、その接種体制を構築することができた(図8)。



### 今後の課題

現在、愛玩豚飼養者は都内に 200 人近くおり、 多頭飼いする飼養者も増えている状況である。また、各区市町村の愛玩豚飼養者数と認定施設・販売業者の所在状況から、都内各地に愛玩豚飼養者がいる一方、認定施設に偏りがあることがわかる。こうした状況から、多くの愛玩豚飼養者が、近隣に認定施設がない、またかかりつけの動物病院が認定施設ではない状況ではないかと推測する。実際に、飼養者から動物病院で接種したくても近隣 に認定施設がないので難しいといった声を複数 受けている。その一方で、平日は仕事があるため、 土日に対応してくれる動物病院は助かるという 意見も受けており、診療施設での認定獣医師によ る接種のニーズは少なからずあると考える。こう した状況から、例えば、当所によるワクチン接種 時に飼養者に対しかかりつけの動物病院はどこ か聞取りを行うなど、飼養者のニーズを把握しな がら認定施設を増やすことで、認定施設の偏在を 解消していく必要がある(図 9)。



また、認定施設を増やしていくとともに、認定 獣医師による接種を浸透させていくためには、愛 玩豚飼養者に対し、認定獣医師と当所での接種方 法の違いについて丁寧に説明し、認定獣医師によ る接種を普及させていく必要がある。更に豚熱対 策においては、日頃、診療している認定獣医師と の連携が不可欠である。連携の取組として、認定 獣医師にはワクチン接種時に当所作成の豚熱に 関するリーフレットを愛玩豚飼養者へ配布して もらうよう依頼している。今後も引き続き認定獣 医師と連携して愛玩豚飼養者への飼養衛生指導 を行うとともに適切な防疫体制を構築していく 必要がある(図 10)。



# まとめ

適切な豚熱防疫体制の構築に向けて、制度を十分に活用できるよう取り組んでいく必要がある。また、認定獣医師と連携をとり、防疫体制を強化していく必要がある。そのため、認定施設を増やして施設の偏在を解消していく。また、引き続き、愛玩豚飼養者に丁寧な説明を実施し、認定獣医師による接種を依頼していく。更に、認定獣医師と連携して、飼養者への飼養衛生指導を行うとともに適切な防疫体制を構築していく(図 11)。

## 図11 まとめ

適切な豚熱防疫体制の構築に向けて、

- ・知事認定獣医師制度を十分に活用できるよう取り組む必要がある
- ・認定獣医師と連携をとり防疫体制を強化していく必要がある



- ・ 認定施設の偏在解消:知事認定獣医師によるワクチン接種を受けやすい環境へ
- ・ 制度の普及:愛玩豚においては知事認定獣医師による接種をお願い
- ・ 防疫体制の強化: 知事認定獣医師と連携して、飼養者への飼養衛生指導を行う とともに適切な防疫体制を構築